

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

〔平成十八年三月三十日〕
参議院総務委員会

日本放送協会平成十八年度収支予算は、一連の不祥事を契機とした受信料の不払い・保留の増大により、二年連続の大幅な減収となっている。協会の経営基盤は、受信料制度の上に成り立っており、国民・視聴者の不信感をぬぐえないまま、受信料不払い・保留等が続けば、協会の存立、公共放送の根幹をも揺るがしかねない。協会及び政府は、かかる事態を重く受け止め、協会に対する国民・視聴者の信頼を回復し、公共放送の使命を全うできよう、次の事項の実現に努めること。

一、協会は、公共放送が国民・視聴者との信頼関係に基づき負担される受信料により維持運営されていることを深く認識し、会長を先頭に組織をあげて、再生・改革に向けたあらゆる方策に取り組み、国民・視聴者の信頼回復に最善を尽くすこと。

また、事業の効率的な執行、経費の削減及び透明性の確保に努めるとともに、公金意識の徹底、高い倫理観の確立に努めること。

二、受信料の不払い・保留や未契約など受信料を負担していない未収世帯等の割合が全体の三割に達する状況にかんがみ、政府及び協会は、受信料の公平負担に向けて、国民・視聴者の理解が得られるよう抜本的な対策を早急に講じること。

三、経営委員会は、信頼される公共放送の構築に向け、執行部から独立した協会の最高意思決定機関として、国民・視聴者の信頼確保の視点を立って、執行部に対する目標管理・業績評価等を適切に行うとともに、その機能を十分発揮するため、更なる改革に取り組むこと。

四、協会は、放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、真実に基づき、自律性、不偏不党性を確保するとともに、豊かで良質な番組の放送に一層努めること。

五、現在、政府において、協会の保有チャンネル数、業務範囲、財源の在り方等について検討が行われていることから、協会においてもこれらの課題について早急に検討を行い、協会としての考えを国民・視聴者に提示し、国民的論議に資するよう努めること。

六、協会は、子会社等の業務内容等について、徹底的な見直しを行い、その統廃合等を含め一層の合理化・効率化を進めるとともに、子会社等との取引については、原則として競争契約とするなど適正性、透明性の向上を図ること。

七、国際放送の充実強化については、在留邦人への情報提供、海外における我が国に対する理解の促進手段として、重要性が高まっていることから、運営主体、運営に関する財源問題も含め、その在り方について早急に検討を行うこと。

八、高齢者、障害者にかかわるデジタル・デバイドの解消が喫緊の課題となっていることから、字幕放送、解説放送等の更なる拡充と番組内容の充実を図ること。

九、協会の保有する放送番組等については、国民・視聴者の貴重な財産であることにかんがみ、適正なコンテンツ市場の育成の観点から、一層の活用を行うこと。

右決議する。